

平成23年1月1日

(社)新日本スーパーマーケット協会

会長　横山清殿

警視庁組織犯罪対策部長
毛利徹也



暴力団排除対策についてのお願い

謹啓　処暑の候、貴会におかれましては、益々御健勝のこととお慶び申し上げます。

また、平素から、警察行政の各般にわたり、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年10月1日に東京都暴力団排除条例が施行されたところ、本条例では、都民の皆様の安全な生活を確保し、都内の健全な社会経済活動を実現するため、暴力団排除に関して事業者の方々が果たすべき役割や暴力団関係者に対する利益供与の禁止が定められており、とりわけ、暴力団の活動を助長又は暴力団の運営に資することとなることの情を知つて商取引を行うことが禁止されています。

貴会におかれましては、これから、お歳暮の進物、贈答品等の販売の時期を迎へ、その準備に追われる多忙な日々を送られることと思われますが、会員及び会員傘下事業者が条例に違反することのないよう、暴力団の団体名での進物、贈答品の受注及び団体名が記載された商品の製作等の受注につきましては、本条例の趣旨を御理解の上、適切な措置を講じていただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

敬具

〈条例に違反するおそれがある商取引の例〉

- 暴力団の団体名等での歳暮・中元の受注
- 暴力団の団体名等での贈答の受注
- 暴力団の団体名が記載された商品製作の受注